

<在学採用 ※予約採用を申し込みしていない方>

日本学生支援機構 貸与奨学金

高等教育の修学支援新制度 (給付奨学金・授業料等減免)【多子世帯の授業等減免含む】

併用 申込手続きについて

◎重要◎

貸与奨学金と『多子世帯の授業等減免』の併用受給を希望の場合、日本学生支援機構 貸与・給付奨学金への併用申請をもって手続きを進めることとなります。

日本学生支援機構貸与・高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）両方とも申込を希望される方は、申込前に下記に記載している「[貸与奨学金案内](#)」・「[給付奨学金案内](#)」の該当ページ（※）をよく確認してください。また、下記 2-4-①の収入基準に該当しない場合でも、後述の『多子世帯』に該当する場合、給付奨学金は受給できませんが、授業料等減免を受けられる場合があります。

※紙で配付している「奨学金案内ダイジェスト」ではなく、WEB 公開している「奨学金案内」をご参照ください。

なお、大学への提出書類は「3. 提出書類について」、手続きのスケジュールは「4. 応募から採用決定までの流れについて」に記載していますので、よく確認して各期日までに手続きを行ってください。

【奨学金説明会（在学採用）のご案内】

以下の日程で説明会を行います。

日時：2025年4月7日（月）13:00～14:30

場所：横浜キャンパス 7号館 720 教室

※横浜キャンパスの学生で奨学金の申込を検討されている方は必ずご出席ください。

※白金キャンパスでは説明会の実施はありません。白金キャンパス所属の学生は申込手続案内（本紙）および日本学生支援機構作成の奨学金案内をよくご確認の上、申請してください。ご不明な点は、白金学生課までお問い合わせください。

1. 日本学生支援機構奨学金【貸与】の制度について

1. 日本学生支援機構貸与奨学金とは：「[貸与奨学金案内](#)」 P.4～5

2. 募集時期について：「[貸与奨学金案内](#)」 P.10

※春採用は 4 月、秋採用については 9 月下旬頃を予定しています。

3. 貸与奨学金の種類および貸与額について：「[貸与奨学金案内](#)」 P.6～7

※第一種奨学金…利子なし、第二種奨学金…利子あり

※入学時特別増額貸与奨学金は編入生を除く学部 2 年生以上の方は、申込不可。

※貸与額は、第一種・第二種/自宅通学・自宅外通学/入学年度によって金額が異なります。

4. 貸与奨学金の申込資格について：「貸与奨学金案内」 P.9

※休学等を除き、現時点で過年次生（留年している）の方は申込不可。（その他詳細は P.9 参照）

5. 採用となるための基準（学力基準）について：「貸与奨学金案内」 P.11 (1)

(1) 「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する場合の学力基準

1 年生：評定平均が 3.5 以上であること

2 年生以上：通算 GPA 値が本人の属する各学年学科の上位 1/3 以内であること

※学力基準（評定平均値・通算 GPA 値）を満たさない場合においても、

「貸与奨学金案内」 P.11 (1) 学力基準の②に該当する場合は、

第一種または併用貸与に採用されることがあります。

生計維持者の収入状況を確認し、応募するようにしてください。

(2) 「第二種奨学金のみ」希望する場合の学力基準

1 年生：学年平均水準以上

2 年生以上：前年度までの取得単位数が標準単位数を満たしていること

※ 標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数 [8] で割った値に、

前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

6. 採用となるための基準（家計基準）について：「貸与奨学金案内」 P.12

※日本学生支援機構がマイナンバーを利用して家計の審査を行います。

「貸与奨学金案内」 P.12 (2) 家計基準の【参考】収入・所得の上限額の目安を確認してください。

7. 貸与始期と貸与終期について：「貸与奨学金案内」 P.10

※貸与始期とは：貸与が始まる時期（実際に振り込みが始まる時期ではない）。

実際の振込開始は、提出期限までに不備なく提出した場合、最短で 7 月予定。

(例) 貸与始期が 4 月で 7 月採用者 → 7 月に 4~7 月分の奨学金が振り込まれる。

※貸与終期とは：貸与が終了する時期。途中休学や停止がない場合は最短修業年限の終期。

8. 貸与奨学金の交付について：「貸与奨学金案内」 P.16

指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

※外資系銀行、インターネット専業銀行（例：楽天銀行、PayPay 銀行など）等、指定出来ない金融口座が一部あり。詳細は「貸与奨学金案内」 P.16 の取扱金融機関を参照。

9. 利率について（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）：「貸与奨学金案内」 P.17

10. 返還方式について：「貸与奨学金案内」 P.19~20

11. 保証制度について：「貸与奨学金案内」 P.23~28

12. 再貸与について：「貸与奨学金案内」 P.29

2. 日本学生支援機構奨学金【給付】(授業料等減免)の制度について

1. 日本学生支援機構給付奨学金とは:「給付奨学金案内」P.2・4

※多子世帯については後述の「10. 多子世帯に対する大学等の授業料等無償化(減免)について」を参照

2. 募集時期について:「給付奨学金案内」P.5

※春採用は4月、秋採用については9月下旬頃を予定しています。

3. 支給対象者の要件(学業成績等に係る基準)について:「給付奨学金案内」P.8・36~37

※申込時の基準は「給付奨学金案内」P.8(2)学業成績等に係る基準

採用後、本奨学金を継続するための基準はP.37 適格認定(学業成績等)【適格認定における学業成績の基準】を参照すること。

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数(8)で割った値に、

前年度終了時点での在籍学期数(休学した学期は除く。)を乗じた数です。

4. 支給対象者の要件(家計基準)について:「給付奨学金案内」P.9~13

※家計基準は以下の収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

<①収入基準>

本人と生計維持者(原則父母)の収入状況によって、第I区分~第IV区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料等減免額が異なる。

(「給付奨学金案内」P.9(3)、支給金額はP.15を参照)

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」P.9(3)②の収入・所得の上限額の表を参照するか、P.10上段の「進学資金シミュレーター」にアクセスして、おおよその目安を必ず確認すること。

・収入状況が第IV区分に該当する場合、以下いずれかに該当すれば基準を満たします。

(1) 多子世帯:以下のうち、いずれか小さい方の数が3以上である場合に該当します。

・奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、

生計維持者の子どもに該当する者(自身を含む)の数

・生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

(2) 理工農系の学科に在籍:情報数理学部の方が該当します。

※第IV区分に該当する情報数理学部の方で多子世帯の場合、多子世帯としての支援となります。

(詳細は「給付奨学金案内」P.17を参照)

<②資産基準>

学生本人と生計維持者(原則父母)の資産額の合計が基準額未満であること

(基準額については、「給付奨学金案内」P.11を参照)

5. 支給対象者の要件(その他の要件)について:「給付奨学金案内」P.6~7、14

※大学等への入学時期等に関する要件…高校卒業後2回までの浪人は可

(その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」P.6~7、14を参照)

6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内」 P.15・17

- ・支給期間…採用後、正規の卒業時期まで
- ・支給金額…生計維持者（原則父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる。「給付奨学金案内」 P.15 上段の表「大学・私立」の金額を参照。
※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となる。
※自宅外通学者は、自宅外証明書の審査が完了するまでは「自宅月額」が振り込まれ、審査完了後、自宅外通学となった月に遡及して自宅外月額に増額になる。
審査完了後（書類提出の2～3ヶ月後）に自宅月額と自宅外月額の差額分がまとめて振り込まれる予定。
- ※第Ⅳ区分（多子世帯）に該当する場合は、給付奨学金と授業料等減免が受けられる。
理工農系対象（情報数理学部）の場合は、授業料等減免のみ受けられる。
詳細は「給付奨学金案内」 P.17 を参照。

7. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額の制限について：「給付奨学金案内」 P.19～21

- ※第一種奨学金を受給されている方は、給付奨学金の支給を受けている期間中は第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」 P.19（多子世帯でない方）、P.21（多子世帯の方）の表のとおり自動的に減額されます。
（大学・私立の金額を参照）

8. 支給方法について：「給付奨学金案内」 P.22

- 指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。
※外資系銀行、インターネット専業銀行（例：楽天銀行、PayPay 銀行など）等、指定出来ない金融口座が一部あり。詳細は「給付奨学金案内」 P.22 の取扱金融機関を参照。

9. 授業料減免について

- ・給付奨学金に採用になった方は、支援区分に応じて授業料の減免を受けることができます。
- ・第Ⅰ区分対象の方は年間 70 万円の授業料減免を同時に受けることができます。
- ・第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ区分対象の方は原則 70 万円の $\frac{2}{3}$ ・ $\frac{1}{3}$ ・ $\frac{1}{4}$ の金額となりますが、多子世帯に該当する場合は第Ⅰ区分と同内容（年間 70 万円）の減免を受けることが出来ます。
- ・2025 年度入学生に限り、1 度のみ入学金減免が支援区分に応じて受けられます（編入生の場合は、前在籍校で受けていない場合のみ対象）。
※詳細は「給付奨学金案内」 P.38 3.減免額（年額）を参照。

10. 多子世帯に対する大学等の授業料等無償化(減免)について

概要

- ・本制度は、「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免支援に拡充される形で実施されます。
- ・授業料減免額は年間 70 万円となります。学納金の支払いが完全に無償化される制度ではありません。また、現時点で第Ⅰ区分に該当し、減免を受けている方へ追加で支援が行われるものではありません。
- ・入学年度の方(新生・編入生)が入学した学期の所定期間内に申請し、採用された場合に限り、1 度のみ入学金減免 20 万円の支援を受けることができます。

対象者

- ・申請者の生計維持者の扶養する子どもが税制上3人以上いる世帯が対象です。
- ・本制度の「子ども」とは扶養する【生計維持者の子(養子含む)】【生計維持者の年下の親族】を指します。
- ・「学業要件」(上記3. 支給対象者の要件参照)および「資産要件」(資産額3億円未満)を満たす必要があります。
- ・扶養する子どもの人数は、マイナンバー情報を通じて日本学生支援機構が確認します。そのため、原則として申請時点で確定している前年以前の年末(12月31日)時点の住民税の課税情報によって審査が行われます。

【参考：判定に用いる住民税の課税情報】

2025年春学期申込み→ 2023年12月31日時点

- ・ただし、申請時点のマイナンバー情報に反映されていない「新たに出生した実子」が所定の期間内にいる場合は、申込時にスカラネットで申告することで扶養する子どもに含まれます。

11. 2025年度春学期分の学納金および授業料減免について

学納金の納入期限は原則4/30(水)ですが、上級生(2年生以上)で高等教育の修学支援新制度を申請される方は、申請と同時に延納願を提出したものとみなし、7/15(火)まで納入期限を猶予いたします。

- ・2年生以上は学納金を一旦、全額納入していただきます。
後日、支援区分が確定しましたら、区分に応じた減免額を振り込みにて還付します。
※納入にはすでに発行された納入用紙を使用しますので、破棄しないようご注意ください。
※学納金の納入が7/15(火)までになされない場合は、理由の如何に関わらず除籍となり、学籍を失いますので必ず期日までに納入してください。
- ・1年生または編入生で高等教育の修学支援新制度を申請される方は、支援区分が確定次第、区分に応じた減免額を振り込みにて還付します。

3. 提出書類について：下記<提出書類一覧>①~⑥を参照

●貸与・給付奨学金 共通

- ①【全員提出】奨学生情報記入シート
- ②【全員提出】スカラネット入力下書き用紙
※注意事項および「スカラネット入力下書き用紙(記入見本)」を参照し、記入してください。
- ③【新入生のみ全員】出身高校の調査書(評定平均値記載のもの)
※最終学年の最終学期の情報まで含まれたものをご提出ください。
例：高校3年生の12月に発行したものは、最終学期の情報がなく不備。

- ④ 【該当者のみ】 在留資格及び在留期間が明記されている証明書
 ※外国籍の方は、「貸与奨学金案内」 P.9④(在留資格)・P.33(必要書類)を参照すること。
- ⑤ 【該当者のみ】 18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類
 ※「貸与奨学金案内」 P.3(用語の定義)・P.14(生計維持者)・P.33(必要書類)を参照すること。

●貸与奨学金

- ⑥ 【全員提出】 収入に関するチェックシート

●給付奨学金

- ⑦ 【全員提出】 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
 ※**A4・両面印刷のみ受付可**
 ※「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（記入見本）」を参照し、黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

4. 応募から採用決定までの流れについて

- (1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

<提出方法>

所属校舎の指定された提出場所にて申請者本人持参のうえご提出ください。
 また、末尾記載の窓口時間を厳守の上ご提出ください。

<提出場所>

1～2年生および国際学部・情報数理学部(1～4年生)： 横浜キャンパス 1号館 1階会議室（特設会場）	3～4年生（国際学部・情報数理学部生以外）： 白金キャンパス 本館 1階 学生課窓口
--	---

※提出後に書類の不備、不足等があった場合は、
 電話（045-863-2029/2030 白金:03-5421-5157）またはMGメールにより学生部から
 学生本人宛にご連絡します。電話に出られなかった場合は、必ず折り返しご連絡ください。
 また、上記の電話番号をスマートフォンの電話帳に登録しておくようにしてください。

<提出期限>

4月9日（水）～4月15日（火）まで

※提出期限については、原則として4月15日（火）ですが、
 事情により提出できない場合については、4月25日（金）まで申請可とします。
 希望される方は、事前に上記申請先の学生課までご連絡ください。

なお、横浜キャンパスの学生は、当初の提出期限（4月15日）以降は1号館1階の横浜学生課窓口へご提出ください。

- (2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙を申請先の学生課窓口にてお渡しします。

※不備があった方にはご連絡し、不備解消後、お渡しします。

- (3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

上記(2)で大学から渡されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードを使用してログインし、マイナンバー提出書に記載された申込 ID・パスワード、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号をスカラネット入力下書き用紙 P.1 の所定欄に記入してください。

※スカラネットでキャンパスの郵便番号を入力する際は、**所在地の郵便番号（横浜：「244-0816」、白金：「108-0071」）を入力してください。**事業所の郵便番号（横浜：「244-8539」、白金：「108-8636」）を入力するとエラーとなります。

【入力期限：5月7日（水）】

- (4) スカラネット入力後、スカラネット「メインメニュー」画面の左下にある「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押し、生計維持者の分を含めてマイナンバーおよび住民票住所を入力する。

【入力期限：5月7日（水）】

- (5) 「奨学金確認書兼地方税同意書」に身元確認書類を貼り付けた上で専用封筒に入れて、郵便局窓口にて簡易書留で日本学生支援機構に郵送（提出）する。※郵送（提出）先は大学ではありません。

【提出期限：5月14日（水）】

- (6) 【該当者のみ】 学修計画書を提出する。

1年生は高校の評定平均値の基準を満たしていない場合、2~4年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準取得単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。

※条件については、「給付奨学金案内」P.8の学業成績等に係る基準の表、「貸与奨学金案内」P.11の(1)学力基準の表を参照してください。

※提出対象者には、5月頃に大学ポータルサイト「ポートへボン」にて連絡します。

- (7) 採用者が発表され、初回の奨学金が支給される。【7月上旬頃】

- (8) 採用者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。【7月下旬頃】

※詳細は、7月上旬にポートへボンで周知予定

- (9) 「返還誓約書」（貸与奨学金のみ）等の提出書類を学生部に提出する。【提出期限：8月下旬頃】

◎提出・入力期限は厳守してください。一部書類が揃わない場合は、下記の間い合わせ先にご相談ください。

【間い合わせ先】

1～2年生および国際学部・情報数理学部 1～4年生：(明治学院大学) 横浜学生課

TEL：045-863-2029

メール：gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日 9：30～11：45、12：30～16：30 土曜 9：30～12：00

3～4年生（国際学部・情報数理学部生以外）：(明治学院大学) 学生課

TEL：03-5421-5157

メール：gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日 9：30～11：45、12：30～16：00 土曜 9：30～11：45

以上